

平成 29 年版 楽学宅建士一問一答
【法改正・正誤のお知らせ】

(3827)

平成 29 年 7 月 25 日
株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
1 章 6 営業保証金	改正点 宅建業者は、営業保証金の還付を受けることができなくなりました。	
P70 問題 12 問題文 上 1 行目	宅地建物取引業に関する債権を有する者は、国土交通	宅地建物取引業に関する債権を有する者 (宅建業者を除く) は、国土交通
P71 問題 12 解説文 上 1 行目	宅建業者と宅建業に関する取引をした者が、	宅建業者と宅建業に関する取引をした者 (宅建業者を除く) が、
1 章 7 保証協会・供託所等 に関する説明	改正点 保証協会 宅建業者は、 弁済業務保証金の還付を受けることができなくなりました。	
	改正点 供託所等に関する説明 宅建業者は、 営業保証金・弁済業務保証金の還付を受けることができなくなったため、宅建業者の取引相手が宅建業者である場合には、供託所等に関する説明は不要となりました。	
P78 問題 6 問題文 上 1,2 行目	建物の貸借の媒介を依頼した者は、	建物の貸借の媒介を依頼した者 (宅建業者を除く) は、
P79 問題 6 解説文 上 1 行目	宅建業に関する取引をした者も、	宅建業に関する取引をした者 (宅建業者を除く) も、
P78 問題 7 問題文 上 1,2 行目	宅地建物取引業に関し取引をした者から、	宅地建物取引業に関し取引をした者 (宅建業者を除く) から、
P79 問題 7 解説文 上 1,2 行目	宅建業に関し取引をした者の有する債権	宅建業に関し取引をした者 (宅建業者を除く) の有する債権
P80 問題 13 問題文 上 2 行目	宅地建物取引業に関し取引をした者は、	宅地建物取引業に関し取引をした者 (宅建業者を除く) は、
P80 問題 15 問題文 上 1 行目	社員と宅地建物取引業に関し取引をした者が、	社員と宅地建物取引業に関し取引をした者 (宅建業者を除く) が、
P84 問題 22 問題文 上 1 行目	宅地建物取引業者は、取引の相手方に対し、	宅地建物取引業者は、取引の相手方 (宅建業者を除く) に対し、
P85 問題 22 解説文 上 5 行目	主および買主が宅建業者である場合にも、説明は必要だ。	主および買主が宅建業者である場合には、説明は 不要 だ。
P84 問題 23 問題文 上 1,2 行目	取引の相手方に対し、売買等の契約が	取引の相手方 (宅建業者を除く) に対し、売買等の契約が

P85 問題 23 解説文 上 1 行目	保証協会に加入している宅建業者は,相手方と契約が	保証協会に加入している宅建業者は,相手方(宅建業者を除く)と契約が
1 章 10 重要事項の説明(1) ／11 重要事項の説明(2)	<p>改正点</p> <p>宅建業者は,買主・借主になろうとする者及び交換契約の場合の取得しようとする者に重要事項説明書を交付して宅建士に説明させなければなりません,説明の相手方が宅建業者である場合には,重要事項説明書の交付だけで足り,宅建士による説明は不要となりました。</p> <p>※98 頁～115 頁の「重要事項の説明」の全ての問題は,買主又は借主が,宅建業者でないものとして解いてください。</p>	
1 章 13 業務上の規制(1) 〔帳簿・従業員名簿の備付け〕	<p>改正点</p> <p>従業者名簿に氏名等が記載されますが,ストーカー被害防止のため,従業者名簿に住所の記載は不要となりました。</p>	
P127 問題 11 解説文 上 1～2 行目	従業者の氏名,住所,従業者証明書番号	従業者の 氏名,従業者証明書番号
<p>【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。</p>		
ページ・位置	誤	正
P162 問題 5 問題文 上 3 行目	B から 118 万円(消費税込み)	B から 117 万円(消費税込み)
P395 問題 4 解説文 上 2 行目	ちなみに,第一種低層	ちなみに, 第二種 低層